

新型コロナウイルス感染症予防対策に関するショッピングモール、スーパーマーケット、持ち帰り販売店、およびデリバリーサービス業向け遵守事項

(第1版)

2020年5月4日

あ) 共通遵守事項

1 事業主、従業員を問わず下記のいずれかの事項に抵触する場合は出勤してはならない。

- ・発熱、咳、息苦しさ、倦怠感など、感染の疑いのある症状がある者
- ・免疫力を成果させる薬での治療を受けている者（例えば、免疫抑制剤服用者または抗がん剤治療を受けている者）

・過去14日間に新型コロナウイルス感染症患者と接触した者

・同居家族のいずれかが経過観察患者と認定された者又は隔離措置を受けている者

2 営業中はフェイスシールド、マスク、手袋を着用しなければならない。

3 石鹸を使用して手を20秒間きちんと洗わなければならない。または、アルコール含有度最低60%の洗浄液を使用しなければならない。特に（食品、商品、紙幣等に触れた際、くしゃみ、咳、マスクに触れた際、外出から戻った際は）手洗いを行うこと。

4 職場では従業員同士、販売員と客、および客同士の距離を最低2メートル（6フィート）空けて販売しなければならない。

5 帰宅した際は着替えをし、脱いだ服は洗剤に30分浸けてから、すぐに洗濯しなければならない。

6 外出から戻った際は、身体を綺麗にするためにシャワーや、手足を洗わなければならない。着替えをする前および手洗いをする前に家族に触れないようにしなければならない。

7 消毒

・ショッピングモール、スーパーマーケット、持ち帰り販売店およびデリバリーサービス業者は、保健スポーツ省が発表した「パブリックスペースでの消毒に関する指針」に従い、聖徳を行う必要がある。

・洗浄剤を使用して、1日に最低1回は床を拭かなければならない。

・不特定多数の人が触れる金属面（例えばドアノブ、トイレ金具、レジカウンター、エレベーターボタン、エスカレーターの手すり、買い物カゴの持手、買い物用カートの取手などを）70%のエタノールスプレーを使用して、一日に何度も消毒をしなければならない。

8 事業者は、

・従業員用にフェイスシールド、マスク、手指消毒液、手袋、石鹸および水を十分確保しなければならない。

・従業員が公共交通機関を使用しないよう、送迎車を手配しなければならない。

い) デリバリーサービスを行う商店、飲食店用特別遵守事項

デリバリーサービスを行う商店、飲食店は、共通遵守事項に加えて、下記の特別遵守事項を遵守しなければならない。

- 1 食品および商品を宅配する従業員に、業務を担当するタウンシップを割当なければならない。
- 2 配達員はアルコール最低濃度60%の消毒液を所持し、商品を配達する際は、商品に触れる前、触れた後、代金受取後に使用しなければならない。
- 3 食品および商品を配達し置く場所を客と事前に取り決めなければならない。客に報告後に、食品および商品を置くこと。
- 4 客と配達員との距離は最低2メートル（6フィート）空けなければならない。

う) 食品の持ち帰り販売店用特別遵守事項

食品の持ち帰り販売店は、共通遵守事項に加えて、下記の特別遵守事項を遵守しなければならない。

- 1 持ち帰り販売をネットまたは電話で注文を受け行うようにしなければならない。
- 2 商品を受け取りに来た際に、商品を手渡す専用の場所を定めて一人ずつ入店させるようにしなければならない。
- 3 人と人との間の距離を2メートル（6フィート）空けるための印を付けなければならない。同じ時間帯に人が密集するようにしてはならない。
- 4 販売員と客との間は、プラスチックシートまたはガラスで仕切り、仕切りは洗剤または70%のエタノールスプレーを使用して頻繁に掃除しなければならない。
- 5 客は商品の受取前および受取後石鹸を使って手を20秒きちんと洗わなければならない。またはアルコール最低濃度60%の消毒液を使用しなければならない。

え) ショッピングモール、スーパーマーケット用特別遵守事項

ショッピングモールおよびスーパーマーケットは、共通遵守事項に加えて、下記の特別遵守事項を遵守しなければならない。

- 1 レジカウンターに並ぶ際、人と人との距離を2メートル（6フィート）空けて並ばせるため、事前に印を付けなければならない。
- 2 レジでは販売員と客との間にプラスチックシートまたはガラスの仕切りを設置しなければならない。プラスチックシートの仕切り、ガラスの仕切り、フェイスシールドを洗剤を用いてまたは70%のエタノールスプレーを使用して頻繁に掃除しなければならない。
- 3 客が入店する前および商品購入後、支払し店を出る前に手を洗うことができるよう、石鹸と水またはアルコール最低濃度60%の手指消毒液を設置しなければならない。
- 4 マスクを着用していない客をショッピングモールまたはスーパーマーケットに入店させてはならず、必要であればマスクを支給することができるように手配しなければならない。
- 5 入口では客の体温を測定しなければならない。体温が摂氏38度、華氏100.4度以上ある場合は、当該客をショッピングモールまたはスーパーマーケットに入店させてはな

ミャンマー語翻訳のご用命は[合同会社あうん](#)まで

らず、もし発見した場合は最寄りの保健局に連絡し治療を受けることができ寮に手配しなければならない。

5 客が店内に入店する前および店から出る際にきちんと手を洗っているか監督しなければならない。

以上

安全衛生環境衛生課および健康啓発課

保健スポーツ省

2020年5月4日

ミャンマー語翻訳のご用命は[合同会社あうん](#)まで